

第13回

SHIMA SEIKI CUP

IRCクラス

同時開催

2015秋の関西ミドルボート選手権大会

開催期間 平成 27 年 10 月 31 日～11 月 1 日
共同主催 JSAF 外洋内海、和歌山県セーリング連盟
関西ミドルボートクラブ
大会運営 SHIMA SEIKI CUP 実行委員会
JSAF 外洋内海、和歌山県セーリング連盟
NPO 法人和歌山セーリングクラブ

帆走指示書 SAILING INSTRUCTIONS

1. 適用規則

- 1-1 「セーリング競技規則2013-2016(RRS)」に定義された規則、及び「セーリング装備規則2013-2016(ERS)」を適用する。
- 1-2 「IRC Rule2015」を適用する。但し、
 - 1-2-1 IRC Rule21. 1. 5(d)は適用しない。したがって艇に搭載したセールを積み替えることができる。
 - 1-2-2 IRC Rule22. 4. 2は適用しない。したがってクルーの数もしくは体重の制限はない。
- 1-3 X-35 ワンデザインクラスに関しては「国際 X-35 ワンデザインクラス日本国内規定」を適用し、許可されている範囲においてX-35クラスルールの制限が解除され、IRC Rule2015 を適用する。
- 1-4 「JSAF 外洋特別規定 2015-2016」(JSAF-OSR2015-2016)を適用する。
- 1-5 レース艇以外の船舶との規則はRRS第2章の規則に代わって海上衝突予防法の規則を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部（「和歌山セーリングセンター」クラブハウス）前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 出艇申告

出艇申告は、所定の用紙に記入の上、10月31日（土）7時30分～8時45分、11月1日（日）7時30分から8時00分の間にレース本部に提出し、レース委員会が準備するGPS 端末（スマホ）を受け取り艇に搭載すること。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の予告信号の90分前までに掲示される。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、レース本部南側のポールに掲揚される。
- 5.2 AP旗が音響二声と共に掲げられた時は「レースは延期された。予告信号はAP旗の降下後30分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号「AP旗」を変更している。

6. レースのクラスと日程

- 6.1-1 IRC 証書の TCC が 1.050 以上の艇をクラス I、未満の艇をクラス II とする。
- 6.1-2 2015 秋の関西ミドルボート選手権大会のクラス分けは艇長会議までに公式掲示板に掲示する。
- 6.2 レースは 4 レースを行う。

平成 27 年 10 月 31 日（土） 7：30－ 8：45 受付・出艇申告 於：レース本部
8：45 開会式・艇長会議
於：「和歌山セーリングセンター」2階会議室

- 10:25 第1レースの予告信号
 引き続き 第2レース及び第3レースの予告信号
 平成27年11月1日(日) 9:15 第4レース(白崎レース) 予告信号
- 6.3 10月31日(土)は16:00以降、予告信号は発せられない。
 6.4 SHIMA SEIKI CUP パーティは10月31日(土) 18:00から「和歌山マリーナシティホテル」2階で行う。
 6.5 表彰式は11月1日(日) 17:00から和歌山マリーナシティヨット倶楽部2階レセプションホールで行う

7. クラス旗

クラス I・II 共にグリーン旗を用いる。

8. レースエリア及び陸上本部の所在

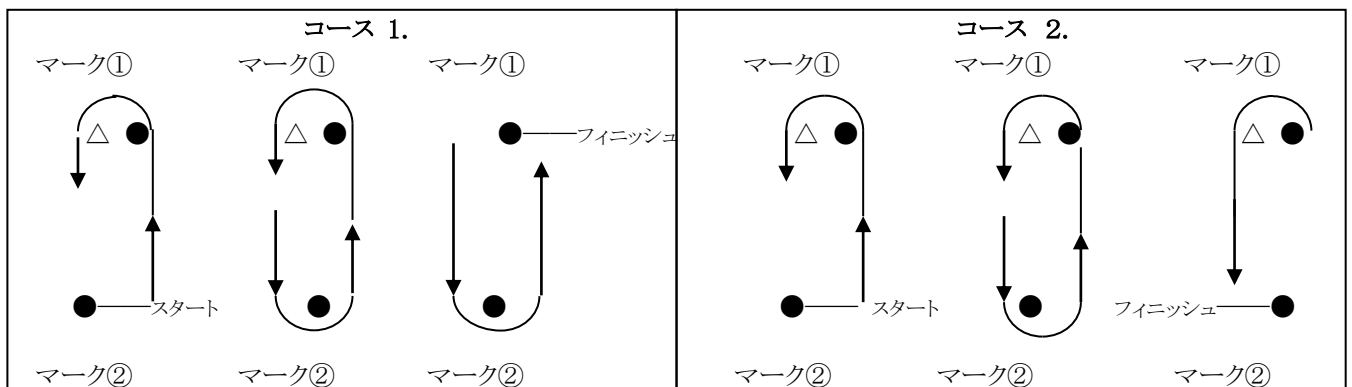
- 8.1 レース本部は「和歌山セーリングセンター」(和歌山マリーナシティ「ディンギーマリーナ」) クラブハウス内とする。
 8.2 レースエリアは第1から第3レースは和歌浦湾とする。第4レースは同湾内にてスタート・フィニッシュとする。

9. コース

- 9.1 第1から第3レースはウインドワードリーワードとし、以下の2コースとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

コース1. スタート②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-フィニッシュ (5レグ)

コース2. スタート②-マーク①-オフセットマーク-マーク②-マーク①-オフセットマーク-フィニッシュ (4レグ)



- 9.2 第4レース(白崎レース)

和歌山マリーナシティ沖のスタートライン(N34° 10.000'、E135° 10.000' 付近)をスタートし、和歌山県沖ノ島西側にあるゲートマーク①(N34° 07.000'、E135° 03.500' 付近)を通過し、和歌山県白崎北西にある海鹿島の北側にあるマーク②(N33° 59.100'、E135° 02.900' 付近)を反時計回りに回航し、再び和歌山県沖ノ島西側のゲートマーク①を通過し、スタートラインと同じ地点にフィニッシュする。なおスタート時にウェザーマークを設置することがある。

コース図参照

- 9.3 第1から第3レースの予告信号以前に、コースを示す旗を表示する。

コース1. : 数字旗1

コース2. : 数字旗2

- 9.4 第4レース(白崎レース)で、ウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前に、ポートに見て回航する場合はピンク色旗を、スターボードに見て回航する場合はイエロー旗を表示する。

- 9.5 第1から第3レースの予告信号以前に、マーク②からマーク①へのおおよその距離・コンパス方位を掲示する。

また第4レース(白崎レース)でウェザーマークを設置した場合も、同様の掲示をする。

10. マーク

- 10.1 第1から第3レースのマーク①及びマーク②は、青色の円筒形ブイとする。オフセットマークは黄色の円錐形ブイとする。

- 10.2 第1から第3レースの帆走指示書 12. 「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の新しいマーク①は、赤色の円筒形ブイを使用する。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には最初のブイを使用する。マーク②の位置は変更しない。
- 10.3 第1から第3レースのスタート・マークはレース委員会の信号艇とマーク②とする。
- 10.4 第4レース（白崎レース）のスタート・マークはレース委員会の信号艇と青色の円筒形ブイとする。
- 10.5 第4レース（白崎レース）のウェザーマークは黄色の円錐形ブイとする。
- 10.6 第4レース（白崎レース）のゲートマーク①の東側（沖ノ島側）は赤色の円筒形ブイ、西側はオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇とする。海鹿島北側のマーク②は青色の円筒形ブイとする。
- 10.7 帆走指示書 9「コース」に記述したマークの位置は概位であり、その不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は規則 60.1(b)を変更している。

11. スタート

- 11.1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。
- 11.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールまたはマストと、ポートの端にあるスタート・マークのコースの側の間とする。
- 11.3 スタート信号の4分以降にスタートする艇は「スタートしなかった」（DNS）と記録される。この項は付則A4.1を変更している。
- 11.4 スタート信号時に、艇が規則 29.1 に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル72で、その艇のセール番号を放送することを企てる。放送されないことまたは放送の時間が正確でないことは、救済要求の根拠とはならない。この項は規則 62.1(a)及び41を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。この項は規則 33 (b) を変更している。

13. フィニッシュ

- 13.1 第1レースから第3レースのフィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端にあるコース1の場合はマーク①、コース2の場合はマーク②のコースの側の間とする。
- 13.2 第4レース（白崎レース）のフィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、ポートの端にあるマーク（スタート・マークのポートの端にあるマークを使用）のコースの側の間とする。
- 13.4 すべてのマークおよびゲートマークでコース短縮をすることがある。コース短縮をする場合は、規則 32.2 に従う。

14. タイムリミット

- 14.1 第1から第3レースのタイムリミットは、先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後60分とする。但しスタート後120分以内に1艇もコースを帆走しフィニッシュしなかった場合は、そのレースを中止する。
- 14.2 第4レース（白崎レース）は、16:00までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。この項は規則 35 及び付則A4.1を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内に、レース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名をし、レース委員会が準備したGPS端末（スマホ）を返却しなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

16. 抗議

- 16.1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内に提出すること。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16.3 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時間後30分以内に掲示される。

- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 16.5 レース公示 13 及び帆走指示書 3、15、18、21、22、25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 16.6 レガッタの最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a)再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(b)再開を要求している当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
この項は規則 66 を変更している。

17. 成績

- 17.1 IRC ルールに定義されたレーティングシステムを使用する。
- 17.2 得点方法
成立したすべてのレースをカウントする。この項はRRS付則A2を変更している。得点係数はインショアを 1.0、ショートオフショア（白崎レース）を1.2とする。
- 17.3 大会は 1 レースをもって大会の成立とする。

18. 安全規定

- 18.1 レースからリタイアした艇は、できる限り早くレース委員会に伝えること。
- 18.2 レース中個人用浮揚用具の着用を義務づける。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

レース委員会艇及びプロテスト委員会艇は SHIMA SEIKI CUP 旗を掲揚する。

21. 無線の使用

艇は、レース中は無線送信をしてはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。ただし帆走指示書 3、11.4 を除く。

22. SHIMA SEIKI ロゴシール

レース委員会が配布する SHIMA SEIKI ロゴシールを、レース期間中、バウ両舷の船首から約 50 cm 後方、デッキ約 10 cm 下方に大会期間中、貼り付けること。

添付図参照

23. 賞

- 23.1 総合成績の 1 位に SHIMA SEIKI CUP を授与
- 23.2 各クラス 1 位から 3 位に SHIMA SEIKI CUP を授与
- 23.3 ラインオーナー賞（第 4 レース「白崎レース」のラインオーナー艇）
- 23.4 秋の関西ミドルボート選手権大会については各クラス 1 位から 3 位を表彰する。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。
主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

25. ごみの処理

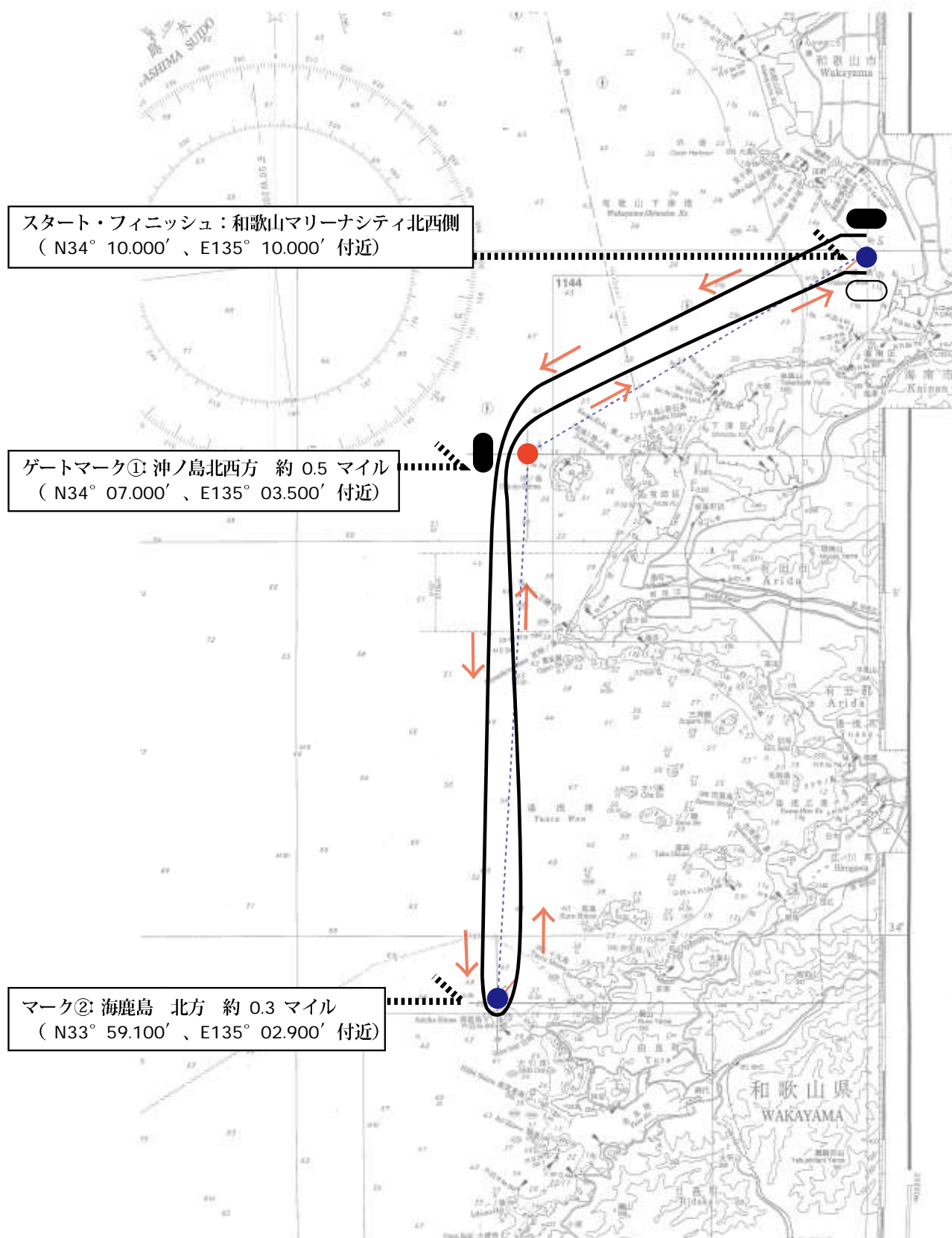
艇はゴミを水中に投棄してはならない。

26. 緊急連絡先

和歌山セーリングセンター 電話：073-448-0251

以上

第4レース「白崎レース」コース図





※シールは裏紙を剥がした後、位置を決めて文字を貼ること。その際空気が入らないよう注意すること。
※表彰式終了までロゴシールは剥がしてはならない。